

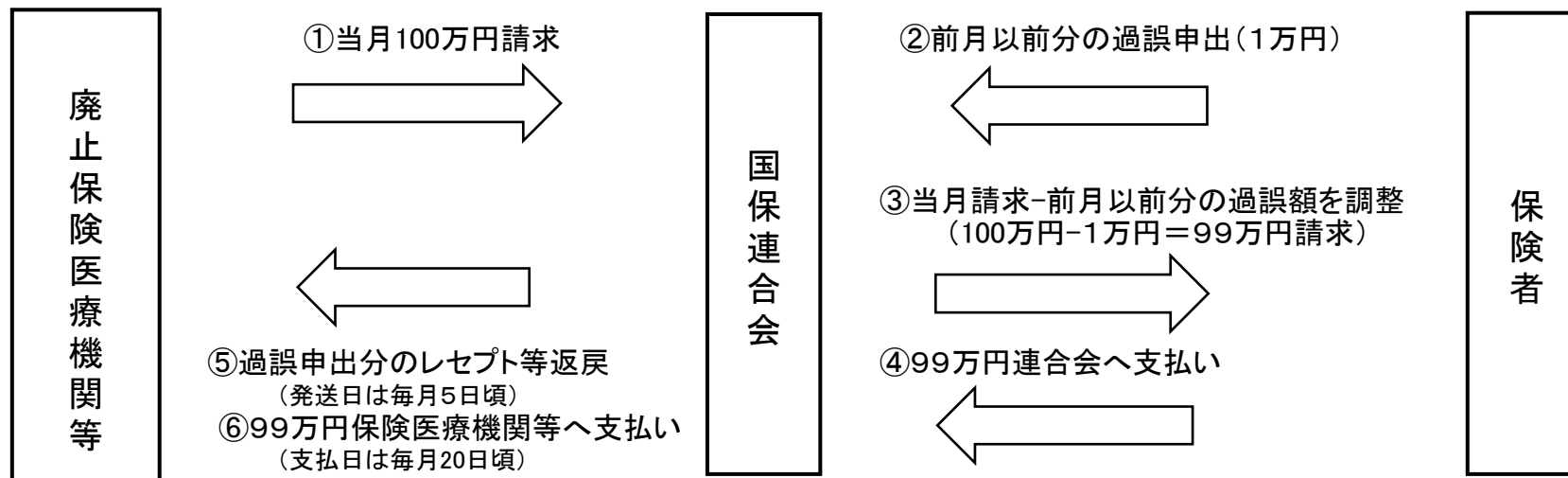
請求支払額引受書について

まず、過誤処理を例にとって以下のとおり説明します。

過誤処理とは、支払いが完了した診療報酬明細書等(以下レセプト等という。)に対し、保険者等から過誤の通知を受け、翌月分の支払から過誤額を調整するものをいいます。

【当月に連合会へ請求がある場合の過誤処理】

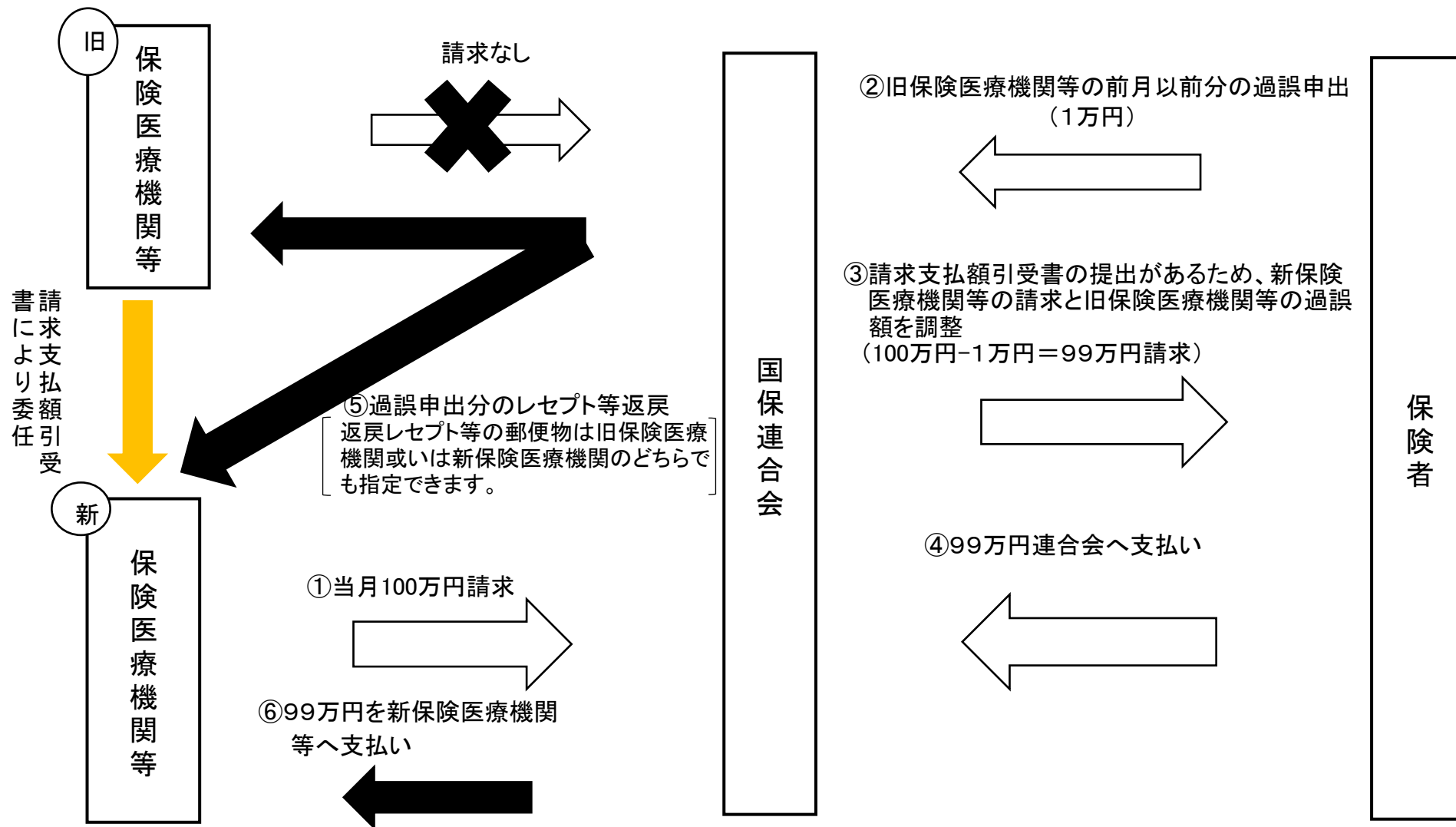
保険者から過誤申出があった月に廃止保険医療機関等から月遅れ請求等があった場合は、廃止保険医療機関等へ当月請求に伴う支払額と過誤額を調整して廃止保険医療機関等へ支払います。



①請求支払額引受書を提出していただいた場合

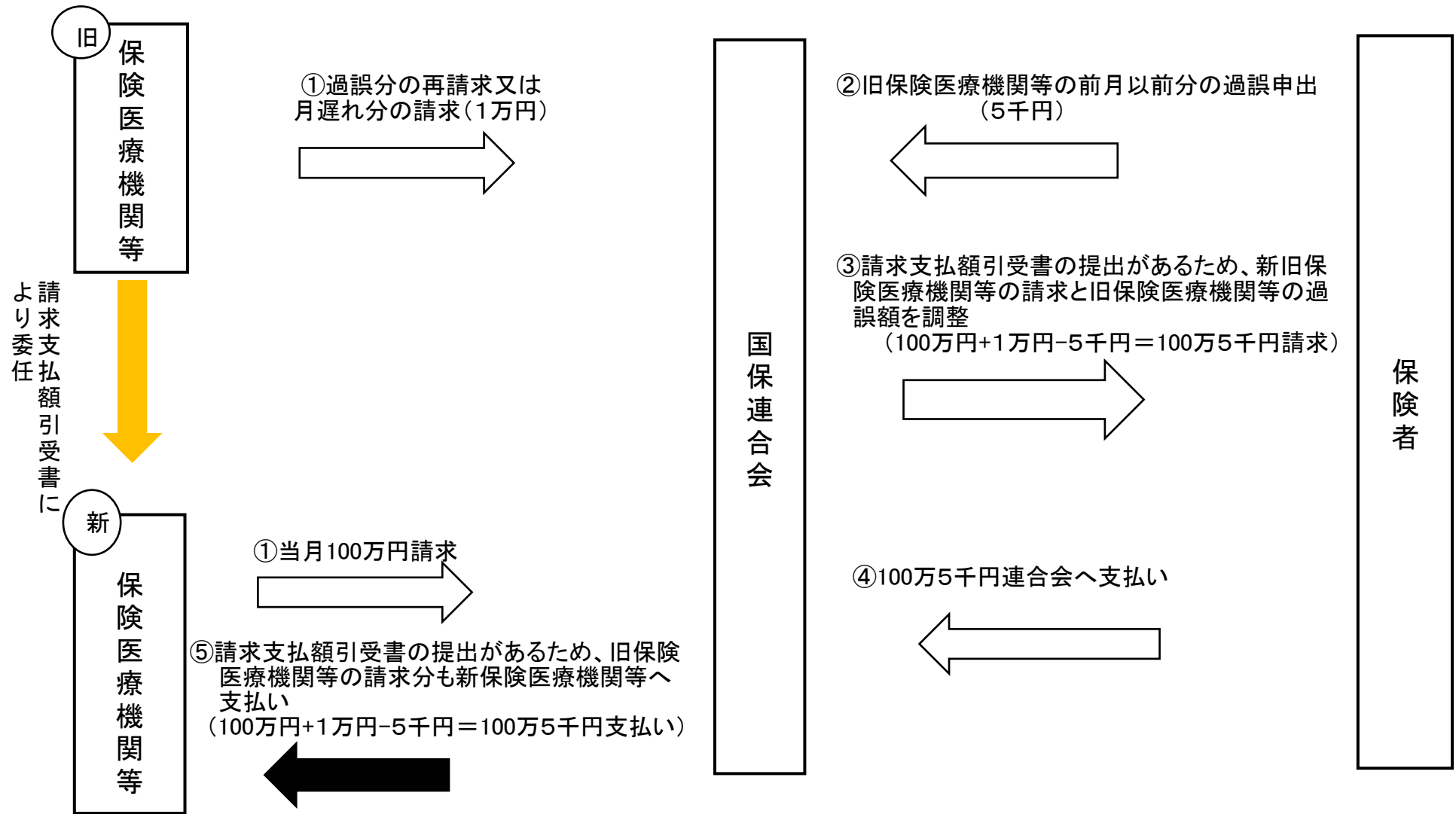
【新保険医療機関等に請求があり、旧保険医療機関等に過誤処理がある場合】

保険者から旧保険医療機関等に対する過誤申出があった月に旧保険医療機関等では請求が無く、新保険医療機関等からは請求があった場合に新保険医療機関等の請求に伴う支払額と旧保険医療機関等の過誤額を調整して新保険医療機関等に支払います。



【新旧保険医療機関等ともに請求があり、旧保険医療機関等に過誤処理がある場合】

保険者から旧保険医療機関等に対する過誤申出があった月に旧保険医療機関等及び新保険医療機関等双方で請求があった場合、旧保険医療機関等及び新保険医療機関等の請求に伴う支払額と旧保険医療機関等の過誤額を調整して、全て新保険医療機関等に支払います。



上記に記載しているとおり、請求支払額引受書を本会へ提出していただくことで、旧保険医療機関等の過誤額等を新保険医療機関等の支払いと調整することができ、旧保険医療機関等の請求及び支払いを新保険医療機関等へ委任することができます。

②請求支払額引受書を提出していない場合

【旧保険医療機関等に過誤処理がある場合】

保険者から過誤申出があった月に廃止保険医療機関等から月遅れ等の請求が無い場合、調整が出来ないため、本会から返納通知書を送付し、過誤額を銀行振り込み等により連合会へ返還いただくこととなります。

レセプト等の返却がある場合は、入金後となります。

